

博物館カフェ提案募集説明書

この説明書は、令和7年12月10日付鳥取県立博物館長公告(以下「本件公告」という。)に定めるもののほか、カフェ提案の応募、審査、選定等について必要な事項を定めるものである。

1 応募書類

- (1) カフェ提案をしようとする者が本件公告3の(2)により提出すべき書類は、次のとおりとする。
- ① カフェ提案申込書(様式第1号)
 - ② カフェ事業者調書(様式第2号)
 - ③ カフェ提案書(様式第3号)
 - ④ 飲食店を経営した実績がある場合にあっては、直近3年間の決算書類(貸借対照表及び損益計算書)
 - ⑤ 直近に発行された鳥取県税に未納がないことを証する書類
 - ⑥ 2年以上飲食店を運営した実績(経営した実績を除く。)がある場合にあっては、その飲食店における役職、勤務実績等を証する書面の写し
- (2) 応募書類を提出した者は、これについて説明を求められたときは、誠意をもって応じなければならない。
- (3) 応募書類の作成及び提出に係る費用は、これを提出する者の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、カフェ提案の審査、選定等以外の用途には使用しないが、当該審査等が完了した後も返却はしない。

2 審査・選定

- (1) カフェ提案の審査基準は、別表のとおりとする。
- (2) カフェ提案の審査結果は、速やかに各応募者に通知する。

3 質問

(1) 提出

カフェ提案に関する質問は、質問書(様式第4号)を作成し、本件公告の3の(1)のイの場所へ令和7年12月22日(月)正午までに持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出すること。この場合、質問書を提出する旨を必ず電話で提出先に連絡すること。なお、電話による質問は原則として受け付けない。

(2) 回答

前記(1)の質問への回答は、令和7年12月26日(金)に鳥取県立博物館のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/museum/>)にまとめて掲載する。

4 その他

- (1) 応募書類及び提案説明の内容については秘密を厳守するが、それらに虚偽又は不実な記載等があることが判明した場合には、カフェ区画の使用許可をせず、又は当該許可を取り消すことがある。
- (2) 次のいずれかに該当する場合には、カフェ提案の募集、審査、選定等を中止することがある。
- ① 天災その他やむを得ない事由が生じたとき。
 - ② カフェ提案に関し応募者が不正行為をしたとき。
 - ③ その他カフェ提案の募集、審査、選定等を円滑・適正に行うことができなくなったと認めたとき。
- (3) 応募者が次のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

また、カフェ区画の使用を許可すべき者に決定した応募者が次のいずれかに該当すると認めるときは、カフェ区画の使用許可をせず、又は当該許可を取り消す。

- ① 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)をいう。以下同じ。)であること。
- ② 暴力団員であると知りながら、これを役員等(その役員(任意団体にあっては、代表者)及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤の者を含むものとする。以下同じ。)とすること、その他暴力団等を経営に関与させること。
- ③ 暴力団員であると知りながら、これを雇用すること。
- ④ 暴力団等であると知りながら、これを代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- ⑤ 暴力団等であると知りながら、これに対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- ⑥ 暴力団等であると知りながら、これを問題の解決等のために利用すること。
- ⑦ 暴力団等であると知りながら、役員等がこれと密接な交際をすること。
- ⑧ ①から⑦までに該当する者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請等させること。